

小樽市宿泊業事業継続緊急支援事業実施要綱

制定 令和3年3月2日

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の影響により、長期間にわたり深刻な経営状況にある市内の宿泊事業者に対して、事業継続を緊急に支援するために実施する小樽市宿泊業事業継続緊急支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館・ホテル 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を行う施設をいう。
- (2) 簡易宿所 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業を行う施設をいう。
- (3) 民泊施設 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を行う施設をいう。
- (4) 宿泊施設 前3号に掲げる施設(公共施設を除く。)をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設及び小樽市ラブホテル建築規制条例(平成20年小樽市条例第33号)第2条第1項第2号に規定するラブホテルを除く。

(支援金の支給対象者)

第3条 小樽市宿泊業事業継続緊急支援事業に係る支援金(以下「支援金」という。)の支給対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当し、宿泊施設の営業を今後も継続する意思がある事業者とする。

- (1) 宿泊事業を主たる事業として営業している者
- (2) 令和3年2月1日現在において旅館業法第3条第1項の規定により営業許可を受け、又は住宅宿泊事業法第3条第2項の規定による届出をした宿泊施設を市内で営業している者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年11月から令和3年3月までのいずれかの月において、営業する市内全ての宿泊施設の売上げの合計額が、前年(令和3年1月から3月までのいずれかの月における売上げにより比較する場合は、前々年とすることができるものとする。)の同月と比較して3割以上減少した者。ただし、前年の同月との比較ができない場合は、営業を開始してから令和3年3月までの任意の2

か月の平均との比較とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、営業する宿泊施設の区分及び定員合計数に応じ、1対象者当たり次の表に掲げる額（民泊施設にあっては、一律の額）とする。ただし、複数の宿泊施設を営業する対象者については、民泊施設を営業する場合は、同表の民泊施設を除いた宿泊施設の区分における当該区分に該当する全ての営業する宿泊施設の定員合計数に応じた額とし、旅館及びホテル並びに簡易宿所を営業する場合は、同表の旅館及びホテルの区分における営業する全ての旅館及びホテル並びに簡易宿所の定員合計数に応じた額とする。

区分	定員合計数	支援金額
旅館及びホテル	20人以下	30万円
	21人以上50人以下	50万円
	51人以上100人以下	100万円
	101人以上200人以下	150万円
	201人以上400人以下	200万円
	401人以上	250万円
簡易宿所	50人以下	20万円
	51人以上100人以下	50万円
	101人以上200人以下	100万円
	201人以上	150万円
民泊施設		1対象者当たり一律5万円

(支援金の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、小樽市宿泊業事業継続緊急支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 第3条第1項第2号に定める売上げの減少を証明できる帳簿等の写し
- (2) 預金通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和3年3月5日から同年4月21日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(支給の決定及び支援金の支払)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、支援金の支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金を支給することを決定したときは、小樽市宿泊業事業

継続緊急支援金支給決定兼確定通知書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとし、速やかに支給するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により支援金を支給しないことを決定したときは、小樽市宿泊業事業継続緊急支援金支給不承認決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、当該申請者に通知する。

（暴力団等の排除）

第7条 市長は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年小樽市条例第17号）

第3条第2項に規定する警察その他の関係機関に対し、申請者又は支援金の支給決定を受けた者が、同条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第5条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

- 2 市長は、申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該申請者に支援金を支給しない旨の決定をするものとする。

- 3 市長は、支援金の支給決定を受けた者が暴力団等に該当すると判明したときは、当該支援金の支給の決定を取り消し、又は既に支給されている支援金の返還を命ずるものとする。

（返還）

第8条 市長は、虚偽その他の不正手段により支援金を受給した者に対して、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。